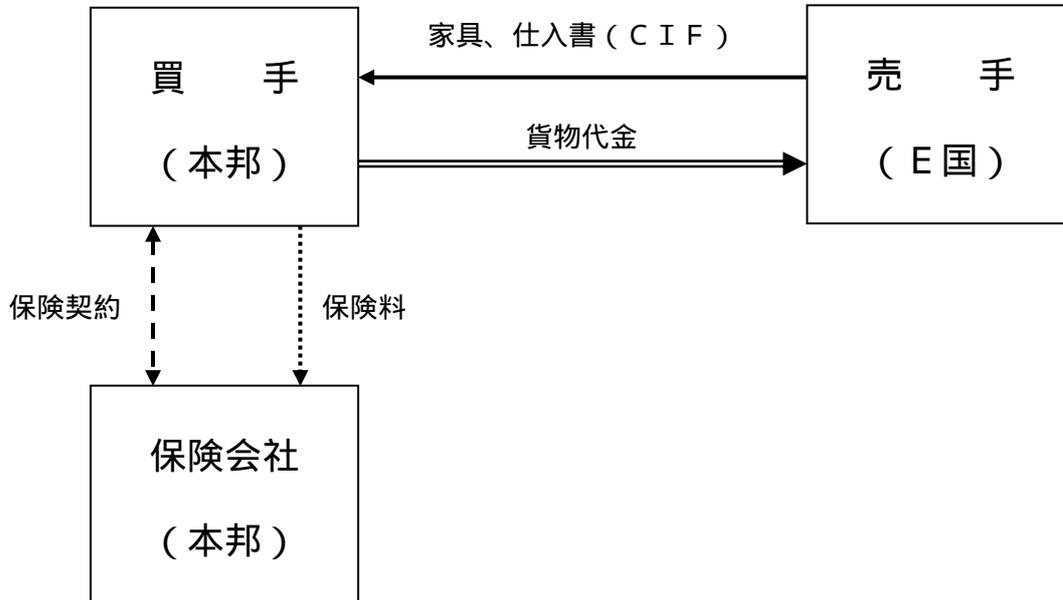


34. C I F 条件で買手が別途輸入貨物に付保する場合の保険料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からC I F 条件で家具を購入（輸入）しています。

以前にC I F 条件で輸入した貨物につき当社が保険会社に保険求償を行ったところ、保険金が支払われるまでに長期間を要したことから、当社は売手が契約した海上保険と別に、自らも輸入貨物の運送に関して海上保険を付保し、保険会社に対し保険料を支払っています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって当社が別途輸入貨物に付保する場合の保険料は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が保険会社に支払った別途輸入貨物に付保する場合の保険料は、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。

また、輸入港までの運賃等（保険料を含む。）は、現実支払価格に含まれていない限度において、当該現実支払価格に加算するとされています。

本件において、貴社が別途輸入貨物に付保する場合の保険料は、保険金が支払われるまでに長時間を要するため、貴社が輸入貨物の輸入港までの運送に関して支払っているものです。

したがって、本件保険料は、現実支払価格に含まれていないことから、輸入貨物の輸入港に到着するまでの保険料として、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要があります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(4)、(6)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)